

下水道排水設備指定工事店指定申請書 (新規・更新)

芦屋市長宛

| | | |
|------------------|------------------|---------------------|
| 申 請 業 者 | フリガナ 商 号 | (指定番号 芦指第 号) |
| | フリガナ 代表者住所・氏名 | 電話 () |
| | フリガナ 営業所所在地 | 〒 電話 () FAX () |

(添付書類)

- 1 個人の場合は、住民票記載事項証明書（役所等で交付を受ける原本）、経歴書（学歴・職歴等、写真貼付）及び誓約書（様式第2号）、営業所が代表者の住所地と異なる場合は、評価証明書（建物現在事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の写し
- 2 法人の場合は、履歴（現在）事項全部証明書（法務局等で交付を受ける原本）、定款の写し、代表者に関する上記1の書類（住民票記載事項証明書（役所等で交付を受ける原本）、経歴書（学歴・職歴等、写真貼付）、誓約書（様式第2号））及び誓約書（様式第3号）、営業所が登記の本店と異なる場合は、評価証明書（建物現在事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の写し
- 3 営業所の平面図及び付近見取図（様式第4号）、外部（事務所全体及び看板）及び内部（事務室及び設備・器材）の状態が分かる写真
- 4 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 5 専属責任技術者名簿（様式第5号）及び雇用関係を証する書類
- 6 更新の場合は、指定工事店証及び専属する責任技術者の責任技術者証の写し

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店の指定の申請において、私は芦屋市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号ア及びオに該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請業者
（指定番号）芦指第 号
（商号）
（代表者住所・氏名）

（自署若しくは押印）

（営業所所在地）

芦屋市長 宛

（参考）
芦屋市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号ア及びオ
ア 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続き開始の決定を受けた者であつて復権していない場合
イ～エ （略）
オ 工事業者が精神の機能の障害によりその業務に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

（備考）指定番号は指定更新者のみ記入してください。

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店の指定の申請において、弊社の役員には、芦屋市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号アからウ及びオに該当する者はいないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請業者
（指定番号）芦指第 号

（商号）

（代表者住所・氏名）

（自署若しくは押印）

（営業所所在地）

芦屋市長 宛

（参考）
芦屋市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号ア～ウ及びオ
ア 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続き開始の決定を受けた者であつて復権していない場合
イ 工事業者（法人にあつては代表者）が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
エ （略）
オ 工事業者が精神の機能の障害によりその業務に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

（備考）指定番号は指定更新者のみ記入してください。

営業所の平面図及び付近見取図

| |
|--------------------------|
| 付近見取図（ 線 駅下車 バス・徒歩 分） |
| 平面図（面積 m ² ） |

- (注) 1 外部（事務所全体及び看板）及び内部（事務室及び設備・器材）の状態が分かる写真を添付すること。
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分りやすく記入すること。

専属責任技術者名簿（新規・更新・解除）

芦屋市長宛

指定番号 芦指第 号

商 号

営業所所在地 〒

電話 ()

代表者氏名

| 登録番号 | 専属者氏名（フリガナ） | 住 所 | 摘 要 |
|-------|-------------|-----|-----|
| 芦責第 号 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（添付書類）

- 責任技術者証の写し
- 雇用関係を証する書類として、下記のうちいずれか一つ
 - ① 組合健康保険，政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

（注） 専属解除の場合は，名簿を別葉とすること。